

別紙 1（別記 2、別記 5 から別記16まで、別記20から別記22まで及び別記24関係）

畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業のうち
都道府県向け補助金の配分基準について

畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業のうち都道府県向け補助金における都道府県の予算額の配分については、以下のとおり、事業実施計画の成果目標に応じて配分対象となる事業内容を決定し、予算の範囲内で配分するものとする。

- 1 農産局長は、要望額の配分に当たっては、予算の範囲内で別表 1 の成果目標の基準に基づくポイントが上位の事業内容から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を配分額として地方農政局長等に通知するものとする。
- 2 1 の規定により配分した結果、ポイントが最下位の事業内容の配分可能額が要望額に満たない場合であって、かつ同一ポイントの事業内容が複数ある場合は、要望額の小さい事業内容から順に配分対象とするものとする。
- 3 別記22(かんしょ生産拡大対策整備事業のうち省力栽培体系導入事業)及び別記24(ばれいしょ生産拡大体制整備事業)については、別記 2、別記 5 から別記16まで、別記20及び別記21と予算区分が異なるため、別記22及び別記24のみの予算の範囲内で別表の成果目標の基準に基づくポイントが上位の事業内容から順に配分するものとする。なお、別記22及び別記24の予算の残額が事業内容に満たない場合は、80%を下限とする範囲内で配分できるものとする。